

○八千代市介護職員初任者研修受講費用補助金交付要綱

制定 平成 29 年 7 月 7 日告示第 167 号

改正 令和 2 年 3 月 24 日告示第 81 号

改正 令和 5 年 3 月 27 日告示第 79 号

改正 令和 8 年 3 月 27 日告示第 91 号

改正 令和 8 年 3 月 31 日告示第 104 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険サービス事業所等に従事する人材の確保を図るため、初任者研修を修了した者であって、介護保険サービス事業所等に勤務するものに対し補助金を交付することに関し、八千代市補助金等交付規則（平成 17 年八千代市規則第 43 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「初任者研修」とは、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 3 条第 1 項第 1 号イ又はロに掲げる研修（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程に係るものに限る。）をいう。

2 この要綱において「介護保険サービス事業所等」とは、次に掲げるサービス又は事業を行う事業所又は施設であって、市内に所在するものをいう。

(1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）

(2) 法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービス

(3) 法第 8 条第 26 項に規定する施設サービス

(4) 法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービス（介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）

(5) 法第 8 条の 2 第 12 項に規定する地域密着型介護予防サービス

(6) 八千代市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 28 年八千代市告示第 173 号）第 3 条第 1 号アに掲げる訪問型サービス及び同号イに掲げる通所型サービス

(補助事業等)

第3条 補助金は、次に掲げる要件を満たしている者に対して交付するものとする。ただし、過去にこの要綱に基づく補助金を受けた者又は初任者研修の受講費用について他の補助金等を受けた者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 初任者研修を修了しており、かつ、その修了した日が規則第3条第1項の申請書を提出する日（次号において「申請日」という。）の属する年度の前年度の4月1日以降であること。

(2) 申請日において介護保険サービス事業所等に3月以上継続して勤務していること。

2 補助金の交付の対象となる事業は、初任者研修を受講する事業（次条において「補助事業」という。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、補助事業を遂行するために要する費用のうち、次に掲げるものとする。

(1) 受講料

(2) 教材費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に掲げる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は50,000円のいずれか少ない額とする。

(交付申請書等)

第6条 規則第3条第1項の申請及び規則第12条第1項の規定による報告は、八千代市介護職員初任者研修受講費用補助金申請及び実績報告書（第1号様式）により行うものとする。

2 前項の申請及び実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 初任者研修を修了したことを証する書類の写し

(2) 就業の事実を証する書類

(3) 補助の対象となる経費を支払った事実が確認できる書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

- 3 規則第3条第1項の規定により市長が別に定める期日は、毎年度2月末日とする。

(決定及び確定通知書)

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知及び規則第13条の規定による交付すべき補助金の額の通知は、八千代市介護職員初任者研修受講費用補助金交付決定及び交付金額確定通知書（第2号様式）により行うものとする。

(交付請求書)

第8条 規則第15条の規定による補助金の交付の請求は、八千代市介護職員初任者研修受講費用補助金交付請求書（第3号様式）により行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年9月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和2年告示第81号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年告示第79号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示施行の際現に存するこの告示による改正前の告示の様式用の紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（令和8年告示第91号）抄

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和8年告示第104号）

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。ただし、第1号様式の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示施行の際現に存するこの告示による改正前の告示の様式用の紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

第 1 号様式（第 6 条第 1 項）

八千代市介護職員初任者研修受講費用補助金申請及び実績報告書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住 所

申請者 氏 名 ⑩

電話番号

八千代市介護職員初任者研修受講費用補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請し、併せて初任者研修の受講に係る経費の支払額の実績について報告します。

初任者研修 事業者	所在地	〒
	電話番号	
	名称	
初任者研修修了日		年 月 日
補助対象経費	受講料	円
	教材費	円
交付申請額		円
実績報告額		円
添付書類		(1) 初任者研修を修了したことを証する書類の写し (2) 就業の事実を証する書類 (3) 補助の対象となる経費を支払った事実が確認できる書類の写し (4) その他市長が必要と認める書類

申請に係る確認欄

私は、八千代市介護職員初任者研修受講費用補助金交付要綱に基づく補助金、初任者研修の受講費用についての他の補助金等を受けた者に該当しません。

申請者署名

第 2 号様式（第 7 条）

八千代市介護職員初任者研修受講費用補助金

交付決定及び交付金額確定通知書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市長 

年 月 日付けで申請のあった 年度八千代市介護職員初任者研修受講費用補助金の交付について、下記のとおり決定し、併せてその額を確定したので通知します。

記

補助金を交付する。

交付決定額 円

第3号様式（第8条）

八千代市介護職員初任者研修受講費用補助金交付請求書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住 所

請求者 氏 名 ⑩

電話番号

年 月 日付け八千代市 指令第 号で補助金の額の確定の通知を受けた八千代市介護職員初任者研修受講費用補助金を下記のとおり請求します。

記

- 1 交付確定額 円
- 2 交付請求額 円
- 3 振込先

金 融 機 関	
口 座 種 別	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
（フリガナ） 口 座 名 義	